

2010年税制改正の動向について（H21.11.10現在）

	従来	今後	2010	2011以降
1 税制改正体制	自民党税制調査会と政府税制調査会の2本立て 詳細は、自民党税制調査会が決定。特に、インナーと呼ばれる数名の政治家が実質的に決定。	政府税制調査会に一本化 税制の専門家委員会をその下に設置。	○	
2 歳入庁の創設	社会保険庁、国税庁と2庁が、社会保険料と税金との管理徴収している。	両庁を統一し、新たに歳入庁を創設。社会保険料と税金を統一して納付。 両分野の法律の調整。延滞徴収手続きの管理等課題は多い。		○
3 納税者番号制の導入	個人情報管理、プライバシー上の問題から導入見送り	社会保障番号と統一して導入 給付付き税額控除制度導入するための仕組み		○
4 納税者権利憲章の創設	従来は無し	納税者の権利を明確に規定(法制化)したもの 具体的には納税、調査、徴収等の各場面での権利を明確化。 ① 給与所得者も確定申告を原則とし年末調整選択制へ ② 納税者からの更正の請求期間を課税庁の更正期間と一致させる。(1年→3年(法人税5年へ))	○ ○	○
5 国税不服審判所の改革	国税不服審判官のメンバーは、財務省、国税庁からの出向者がほとんど。	審判官のメンバーの見直し		○

6 所得税		<p>① 高所得者に相対的に有利となる所得控除方式を見直し、税額控除、給付付き税額控除制度、手当に切り替える。</p> <p>② 給付付き税額控除制度について</p> <p>A 低所得者生活支援給付付き税額控除制度 基礎控除を廃止して導入を検討</p> <p>B 給付付き消費税税額控除制度 消費税率を上げた場合には、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を税額控除し、控除しきれなかった金額を給付(還付)する制度</p> <p>C 就労促進給付付き税額控除制度 就労時間の伸びに合わせて税額控除額を増加させ、控除しきれない額を給付する制度</p> <p>③ 配偶者控除、扶養控除を廃止し、子ども手当への財源へ</p> <p>④ 特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除は存続</p> <p>⑤ 老年者控除(50万円)の復活</p> <p>⑥ 公的年金等控除の最低保証枠の拡大(120万→140万)</p> <p>⑦ 寄附金税制に税額控除制度を創設</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
7 金融所得税制		<p>① 金融所得の分離課税を維持した上で、損益通算の範囲の拡大を検討</p>		<p>○</p>
8 住宅ローン減税		<p>① 租税特別措置法見直しの一環として、いたずらな最大控除の拡大は避ける。</p> <p>② 住宅ローンを要件としない住宅取得、修繕税額控除制度の創設を検討</p>	<p>○ →</p> <p>○ →</p>	

9 消費税		<ul style="list-style-type: none"> ① 5%を当面維持し、年金財源への目的税化を図る。 ② インボイス制度(相手方の納税者番号付きの請求書が無いと仕入税額控除を認めない制度)を早急に導入 ③ 税率を上げる際には、逆進性緩和策として、「給付付消費税税額控除制度」を導入する。 <p>○ しくみ</p> <p style="padding-left: 20px;">基礎的消費支出×消費税率＝税額控除</p> <p style="padding-left: 20px;">控除しきれない額を還付</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○
10 法人税(大企業)		<ul style="list-style-type: none"> ① 租税特別措置法(特定業種向け時限立法)の見直し ② 上記を徹底するために「租税特別措置透明化法」を制定 ③ ①の結果、課税ベースが拡大した場合には税率の引き下げを検討 ④ 研究開発促進等真に必要な税制については、本法で手当して、恒久的税制とする。 ⑤ 欠損金の繰り戻し還付制度の復活(現在中小企業のみ時限的に復活) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○
11 法人税(中小企業)		<ul style="list-style-type: none"> ① 所得800万円以下に税率を18%から11%に引き下げ ② 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ → ずれ込む可能性あり
12 相続税、贈与税	① 遺産課税方式から遺産取得課税方式への転換を検討	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺産課税方式を維持しながら、富の再分配機能の考え方に立つ制度への転換を検討 ② 課税ベース(基礎控除枠)、税率については、中堅資産家層の育成を配慮しつつ検討 ③ 現役世代への生前贈与による財産の有効活用の視点を含めて贈与税制度を検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○

13 自動車関連諸税		<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車取得税は消費税との2重課税のため廃止 ② ガソリン税、経由引取税、自動車重量税は廃止し、地球温暖化対策税(仮称)に一本化を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	
14 税務調査体制		<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年1兆円弱の新規滞納者が出ていることを重視 ② 加算税、重加算税等の附帯税割合を引き上げる ③ 消費税の還付額が3兆円になっていることを重視 不正還付を監視するために還付調査体制を強化 ④ 移転価格税制での調査体制の強化。 ⑤ 租税条約制度の乱用への調査を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○
15 金融支援		<ul style="list-style-type: none"> ① 政府系金融機関融資での代表者保証制度を撤廃 ② 民間融資においても連帯保証人制度について廃止を含めて、あり方を検討 ③ 保証協会100%保証制度である「特別保証制度」を復活 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○

税制調査会【24名】
 会長 財務大臣 藤井 裕久
 会長代行 総務大臣 原口 一博
 会長代行 国家戦略担当大臣 菅 直人

専門家委員会【未定】
 北野弘久 日本大学名誉教授？
 等の学識経験者のみで構成
 《財界関係者等特定の利益
 団体は排除》

企画委員会
 主査 財務副大臣 峰崎 直樹
 主査代理 総務副大臣 渡辺 周
 事務局長 財務大臣政務官 古本 伸一郎
 事務局長代理 総務大臣政務官 小川 淳也

租税特別措置プロジェクトチーム(租特PT)
 座長 財務副大臣 峰崎 直樹
 座長代理 総務副大臣 渡辺 周
 財務大臣政務官 古本 伸一郎

毎週水、金曜日に検討会を実施し、11月中旬を目途に取りまとめ

運営、重要事項審理

H21.11.10現在専門家委員会は招集されておらず、個別にヒアリングをしているようです。

10月		11月			12月	
中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	下旬
各省庁からの税制改正要望 (10月末締切)						
	専門家委員会選定	専門家委員会での検討				
租特PT取りまとめ						
税制調査会及び企画委員会での検討						
					税制改正大綱発表	